2.4.10 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.5　モーター・グレーダー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ ⑵　クラッチペダル又はインチングペダル ⑶　クラッチケース ⑷　マスターシリンダー	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　パワーシリンダー	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　トルクコンバーター ⑺　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　ファイナルドライブ（ベベルギヤを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼　タンデム装置	①　走行させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
2.5.3 走行装置	⑴　フロントアクスル	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		②　センターピン及びリーニングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　損傷及びがたがないこと。
	⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ナックル及びナックルブラケット	①　ナックルとキングピンとの連結部のがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　ナックルとナックルブラケットとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　亀裂の有無を調べる。	③　亀裂がないこと。
	⑸　かじ取り車輪 ⑹　パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　アーティキュレート機構	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　油圧シリンダー（ステアリング用、リーニング用、アーティキュレート用に限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	